

■各種届け出のお願い

子どもの誕生日や転入日など下記に該当する場合、事由発生日の翌日から15日以内に届け出てください。届け出がない場合、手当を受給できない月が発生することや、支給した手当を返還していただくことがあります。

- ▽新たに児童が生まれたとき
- ▽児童を養育しなくなったとき
- ▽児童が児童施設などに入所したとき、退所したとき
- ▽受給者・配偶者・児童の住所や氏名が変わったとき
- ▽受給者・児童が死亡したとき
- ▽受給者の加入する年金が変わったとき
(公務員になったときを含む)
- ▽受給者が離婚したとき、または配偶者を有するようになったとき
- ▽振込指定口座を解約したとき、金融機関や支店の統廃合により口座番号などが変わったとき
- ▽国内で児童を養育している者が、海外在住の父母から父母指定者の指定を受けるとき

■公務員について

公務員は、勤務先から児童手当が支給されます。受給者・配偶者が公務員になったとき、公務員でなくなったとき、配偶者(公務員)の勤務先の官署が変わったときは、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届け出てください。

■問い合わせ先

子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1124)



食育通信

No.
5

～第3次阿久比町食育推進計画について～




食育とは、「食」に関する知識や選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。近年では、不規則な食習慣を要因とする生活習慣病や食品ロスが及ぼす環境への負荷が懸念されています。町民一人一人が食に関する意識を高め、健全な心身や豊かな人間性を育むため、食育を全町的に推進していくことが大切です。

町では、平成29年3月に策定した「第2次阿久比町食育推進計画」が令和3年度で計画期間を終えることから、令和4年3月に「第3次阿久比町食育推進計画」を作成しました。計画書本編と概要版については、町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

http://www.town.agui.lg.jp/ka/syokui_kukeikaku.html



第3次計画では、前回の計画や意向調査の結果を基にして、どのように食育を取り巻く環境が変化したのかを確認しています。前回の基本理念「食で育む健やかな心とからだ～家庭から、地域へ広げ、つなげる食育～」を引き継ぎながら、町民一人一人が食に関する意識を高め、主体的に行動できるように、より実践的な計画となっています。

基本理念と施策体系は右の図のとおりです。この計画を推進していくため、より一層の食育推進事業を展開していきます。

問い合わせ先
産業観光課農政係 ☎(48) 1111 (内1222・1223)

基本理念	基本目標	施策
食で育む健やかな心とからだ ～家庭から、地域へ広げ、つなげる食育～	「体」の視点 1 食を通じて健康な体をつくる	<ul style="list-style-type: none"> (1) ライフスタイルに即したバランスのとれた食生活の実践 (2) 生活習慣病予防や適正体重維持の推進 (3) 食の安全・安心に関する信頼の構築
	「心」の視点 2 食を通じて豊かな心を育む	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食を楽しむゆとりの積極的な確保 (2) 体験や交流を通じた豊かな人間性の育成と食の理解促進 (3) 日本の食文化や郷土料理等の理解と継承
	「環境」の視点 3 食を通じて環境に優しい暮らしを築く	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食生活における環境への配慮の徹底 (2) 農林水産業への理解と地産地消の推進
	「支える」視点 4 食育を支える	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食育に関する情報提供の充実 (2) 食を通じた連携強化

